

会 議 録

- 1 附属機関等の名称 美里町特別職報酬等審議会
- 2 開催日時 平成28年2月3日（水）午後1時30分から午後2時20分まで
- 3 開催場所 美里町役場本庁舎3階会議室
- 4 会議に出席した者
 - （1）委員 笠松清委員、木下捷一委員、小野俊次委員、尾崎勝委員、大村涼子委員
 - （2）事務局 総務課 伊勢課長、小野課長補佐
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
公開
- 6 傍聴人の人数
なし
- 7 会議資料
別紙資料のとおり
- 8 会議の概要
 - （1）議題の審議結果又は今後の対応
諮問内容を審議した結果、諮問内容のとおり町長へ答申した。
 - （2）詳細な意見（発言者氏名及び発言内容の記録（全文筆記又は要点筆記））
【発言内容の記録】

事務局（伊勢）：審議会に御出席賜わり誠にありがとうございます。開会に先立ちまして町長より委員就任について承諾をいただきました皆様に委嘱状を交付いたします。お一人ずつお名前をお呼び致しますのでその場に御起立願います。

（町長から委嘱状を交付）

事務局（伊勢）：それでは、美里町特別職報酬等審議会を開催させていただきます。まず初めに、相澤町長から御挨拶申し上げます。

町長：本日は公私ともに大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、先日の10周年式典、新年祝賀会に御参加いただきましてありがとうございました。皆様には、日頃から美里町の行政運営に関しまして御理解と御協力をいただき、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、美里町議会議員、町長、副町長及び教育長の特別職にあるものの給与、報酬等の改定をする際には、町内にあります公共的団体等の代表者の皆様から御意見をいただくことと、美里町特別職報酬等審議委員会設置条例に規定していることから、本日、開催させていただきました。美里町は、これまでも人事院勧告を尊重して参りました。今年度、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、町職員の給与改定をする予定であります。本日、審議をお願いすることは、特別職の国家公務員の給与額も改定されることから、本町の特別職の報酬等を改正することを予定しております。この件につきまして、委員の皆様のお意見をお聞かせいただきたいと思っております。なにとぞ忌憚のない御意見をいただきながら、御審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

事務局（伊勢）：ここで会長の選出を行なう必要がございますが、選出するまでの間、町長が仮座長を務めさせていただき、会議を進行して参ります。なお、本審議会は、美里町情報公開条例第21条の規定により、実施機関の附属機関の会議、その他の実施機関が別に定める会議は公開するものとされていることから公開されているので一般の方の傍聴が可能となっておりますので申し添えます。それでは町長お願いいたします。

町長：それでは、5番の会長の選出でございます。会長の選出は、美里町特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定より委員の互選よると規定があります。どなたをどのように選出するか委員の皆さんにお聞きしたいのですが、どのような形で進めたらよろしいでしょうか。

町長：木下委員

木下委員：事務局の方で何か案があれば、その選によりお願いします。

町長：ただいま、木下委員から事務局（案）という御意見をいただきました。ほかにありませんか。

町長：それでは、事務局、事務局（案）があればよろしくお願いします。

事務局（伊勢）：ただいま木下委員から事務局（案）とのことでした。事務局といたしましては、美里町社会福祉協議会会長の笠松様をお願いできればと思います。

相澤町長：ただいま、事務局（案）として笠松委員とのことですが、皆様よろしいでしょうか。よろしければ、拍手で承認いただけますか。

（一同拍手）

相澤町長：会長に笠松委員が選出されましたので、私の仮座長はここまでとなります。

笠松会長に議長に就任いただき、この後の議事について、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

事務局（伊勢）：それでは、議事に入る前に、会長に選出されました笠松会長様に町長より諮問書をお渡しいたします。

（町長が諮問書を読み上げ、会長に手渡す。）

事務局（伊勢）：大変申し訳ございませんが、ここで、町長は退室させていただきます。

相澤町長：委員皆様、審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

事務局（伊勢）：本日、審議会の委員は6人を予定させていただきましたが、遠田商工会会長の渡邊委員については、所要により欠席しております。それでは、笠松会長に議長に就任いただき、議事を進めて参ります。議長就任に先立ちまして、笠松会長、一言、委員皆様に御挨拶をいただければと思ひます。

笠松会長：改めまして、こんにちは、今、御指名いただきました笠松でございます。議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。皆様から忌憚のない御意見をいただきながら、より良い審議を行ってまいりたいと思ひますので、御協力をお願ひいたします。

笠松会長：ただ今、町長から諮問を受けましたが、まず、本審議会の運営についての議事がありますので、次第に沿って進めて参ります。

それでは議事の1番 職務代理者の指名ですが、美里町特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、職務代理者を会長が指名するとなっております。指名させていただきます。木下委員にお願ひしたいと思ひます。

よろしければ、拍手で承認願ひます。

（一同拍手）

笠松会長：議事の2番、議事録署名人及び会議書記の選出ですが、こちらから指名してよろしいですか。

（はいの声）

笠松会長：それでは指名させていただきます。会議書記は事務局でお願ひします。議事録署名人については尾崎委員、大村委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議事録作成につきましては、一字一句の表現でなくて構いませんが、全文筆記ということで、各委員の発言を記録するという事でよろしいでしょうか。

（はいの声）

笠松会長：議事の3番 諮問事項の審議に入ります。お手元に資料が配布されておりますので、事務局より説明をお願ひします。

（事務局から資料に基づき説明）

笠松会長：ただ今、事務局より説明がありました。審議会として賞与の支給率の改定について議論し、そのことについて答申することになります。委員皆様、御意見が

ありましたら、お願いいたします。

尾崎委員：資料3 特別職の給与等改正予定一覧を見ますと女川町だけがほかの市町と異なる改定を予定しているようです。3. 1 5月ではなく3. 2月とあります。もし、その理由が分かっていたら、お話しいただけますか。

笠松会長：それでは、事務局でもし内容を把握している場合、説明をお願いします。

事務局（小野）：大変申し訳ございません。各市町村の意向の背景については把握しておりません。本資料は、現時点での事務レベルでの意向に基づく資料となります。沿岸部の市町村については、東日本大震災に伴いこれまで独自の取組を行ってこられたこととかがあるのかもしれませんが。

笠松会長：よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

小野委員：町長等の報酬を10%減額し始めたのは10年前ですね。10年前に減額することとした経緯については、お聞きしたことがあったと記憶しておりますが、減額することを見直すことについては、考えていないのでしょうか。

笠松会長：事務局、説明願います。

事務局（小野）：賞与ではなく月額報酬について独自に行っている10%の減額については、これまで、条例の条文に記載している月額を変更しているのではなく、附則において1年間減額することとしてきました。町長の政治的な判断によるものと考えます。来年度についても町長としては、引き続き減額する意向のようです。

小野委員：今後も町長の理念で減額を行うと、報酬の減額は、前任の町長のときの理念であったと思います。

事務局（小野）：減額の期間は、1年間と期間を定めておりますので、毎年度、その時の町長が減額するかどうかについて決めております。1年間という期間を定めて実施しておりますので、前任の町長が定めた減額を現在も実施しているということではありません。

小野委員：了解しました。

笠松会長：ほかにございませんか。

尾崎委員：今日の資料にある人事院の勧告に基づいて給与の改定を行うことについて、異論を申し上げる訳ではありませんが、私は、経済団体から選任されたものですから、いわば、事業実績、収益をもって判断するということが大切であると思います。このことから、美里町の財政状況について、本題から外れて申し訳ありませんが、この機会ですから、どのように変わってきているのか、分かる範囲でよろしいのでお伺いしたいと思います。

事務局（小野）：どうしても行政は、収益事業を行っているわけではないことから、基準となるものがなく、これまで人事院勧告尊重という立場を通していると思います。財政状況はどうかというのは、当然のお話しであると思います。本委員会の委員の選任基準も、そのような視点から、町内の公共的な団体の皆様で構成させてい

ただいているものと考えます。

事務局で今、把握している簡単な説明となりますが、財政状況に関して御説明申し上げます。御存知のとおり、町の会計処理は、民間事業者と異なり単式簿記となっております。そのことから、一般会計等は黒字となっております。

将来に備えた財源である基金残高、起債の償還計画等がございますが、資産の把握等はまだ十分とは言えず、今後、国の統一基準が示され複式簿記による会計処理が導入されれば民間と比較することも可能でしょうが、減価償却も行っていないのが現在の会計方式です。今後、会計方法が見直されれば、より一層透明性が確保されていくものと考えますが、現時点では、将来にわたり十分な収入を確保できているとは一概には言えない状況です。

このような状況において、今後は、コンパクトなまちづくりが求められます。人口減少、少子高齢等の社会的な問題について、美里町でも同様の傾向があります。社会保障費も増加しているのが実態で、経常的な経費の歳出割合は高いです。

そのような中で、今年度、町では新たな総合計画の策定を進めているところです。合併した市町村に対して恩恵のある制度も10年経過するため見直され、財政推計からするとこれまでのように事業を続けるのは難しいようです。今後、厳しい財政運営が求められると考えます。このことからすれば、十分な自主財源又は新たな財源を確保しているとは言えません。

しかし、国勢調査の速報値が新聞にも掲載されましたが、美里町の人口推移はほかの市町村と比較してそれほど人口減少は多くありませんでした。旧小牛田町の時代に分譲を始めた駅東地区の販売が東日本大震災以降、順調であることが大きな要因ではないかと思えます。人口は、地方交付税として市町村に措置される際の多くの基準となる重要な数値です。人口数は、町の賑わいとしても財源基礎としても大切な数値です。直接的な財源ではありませんが、そのような将来を見据えたまちづくりも進めております。お時間をいただき長々とお話した割に、尾崎委員の質問に明確にお答えできておりませんが、美里町は、国で定めた健全化を表す財政指標においても著しく財政状況が悪いといった数値はございません。

笠松会長：よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

笠松会長：それでは、ほかに御意見はないとのことですから、特別職の期末手当について、諮問どおり引き上げるとした答申でよろしいでしょうか。

(はいの声)

笠松会長：それでは、議事の4番、答申となります。事務局でこれまでの議論を踏まえ答申(案)を用意願います。その間、暫時、休憩とします。

(休憩)

笠松会長：それでは、再開します。ただいま、事務局から答申(案)が皆様のお手元に配付されたと思えます。答申(案)を読み上げます。

(笠松会長が、別紙、答申(案)読み上げた。)

以上です。委員皆様、今、読み上げたとおりに答申することとして、よろしいでしょうか。

(はいの声)

大村委員：お配りいただいている答申(案)の(案)を削除して、答申とするということによろしいですね。

笠松会長：そのようにお願いします。

笠松会長：それでは、議事の一切が終了いたしました。美里町特別職報酬等審議会条例第3条第2項の規定に、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるとありますので、委員解任となるかと思いますが、事務局から何かございますか。

伊勢課長：本日は、大変、慎重な御審議をいただきました。誠にありがとうございました。さっそく、町長に審議いただいた答申書を提出させていただきます。

以上を持ちして、美里町特別職報酬等審議会的一切を終了いたします。お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成28年3月4日

会議録署名人 _____

会議録署名人 _____